

知恩院における御忌団体参拝の淵源

——『知恩院史料集』に見る御忌講——

横 田 友 教

〔抄 録〕

法然上人の忌日法要である御忌法会は、現在の知恩院では四月十八日から二十五日にかけて勤修されている。御忌期間中は多くの参拝者で賑うが、その中には地方からの団体参拝の姿もある。実は近世知恩院においても、同じように御忌法要に団体で訪れていた組織があった。それが御忌講である。本稿では、これまでその存在自体がほとんど知られていなかった御忌講について、『知恩院史料集』を中心に、その存在を明らかにする。研究を進めると、『知恩院史料集 日鑑篇』には二種類の御忌講が登場していることが分かった。一つは享保十七年まで登場する単体表記の御

忌講で、もう一つは享保十二年から登場する特定の地名や寺院名を冠する御忌講である。本稿ではこれら二種類の御忌講について、まず第一章で前者の単体表記の御忌講の実態に迫り、第二章では後者の特定の地名や寺院名を冠する御忌講から、その活動や規模、成り立ちなどについて探っていく。

キーワード 団体参拝、御忌講、伝供講、『知恩院史料集』、御忌法会

はじめに

法然上人（以下敬称略）の忌日法要である御忌法会は、その源流である知恩講を含めると、長い歴史があり浄土宗にとって重要な仏事である。現在の知恩院の御忌期間中には、檀信徒や観光客が訪れ賑わっ

ているが、その中には団体参拝の姿もある。この団体参拝のような組織的な参拝はいつ頃から始まるのであろうか。御忌法会は大永四年に後柏原天皇より「大永の御忌鳳詔」と呼ばれる鳳詔が、知恩院第二十世超譽存牛に下賜されたことにはじまる。しかし前近世の知恩院の記録は寛永十年の大火に際し、多くのものが焼失してしまっている。¹⁾

そこで史料が残る近世に目を向けてみると、『知恩院史料集 日鑑篇』には当時御忌法会が行われていた一月に、御忌講という講の記録が多く確認することができる。これまでも御忌に関する研究に、伊藤眞徹氏による御忌の名称に関する研究^②や三田全信氏の近世の御忌研究^③などがあるが、いずれも御忌講について触れられることは一切なかった^④。そこで本稿では、これまでその存在自体がほとんど知られていなかった御忌講について、『知恩院史料集』を中心に明らかにし、御忌団体参拝の淵源を求めていく。なお、引用箇所中の棒線は筆者によるものである。

第一章、享保十七年までの御忌講

第一節、『日鑑』における御忌講

『知恩院史料集』は総本山知恩院史料編纂所から発刊されている知恩院の史料集で、昭和四九年（一九七四）から現在に至るまで継続刊行中である。この史料集は大きく「日鑑篇」と「書翰篇」、「古記録篇」の三つに分けられ、近世知恩院に関する様々な書簡や文書などを収めている。この史料集に収録されている各史料は、『知恩院史料集』が創刊される以前から知恩院の歴史を研究する上で重宝されており、例えば昭和十二年に三上人遠忌記念として知恩院から出版された『知恩院史』にも、現在『知恩院史料集』に収録されている各日鑑や書簡が引かれている。このように『知恩院史料集』は、近世知恩院の歴史が編年的にまとめられた史料集である。

このうち『知恩院史料集 日鑑篇』では、近世知恩院の寺務を担当

していた山役や六役が日々の出来事を簡条書きで残した『日鑑』が収録されている^⑤。現在までに刊行されている『知恩院史料集 日鑑篇』に収録されている『日鑑』の中で、御忌法会が行われていた一月に絞り御忌講に関する記録を見てみると、その初見は宝永二年（一七〇五）一月十五日である。

一 御忌講中、於大方丈、雑煮・酒核等例年之通、^⑥

そしてこの記録以降、享保十七年（一七三二）一月二十五日まで計十回にわたって「御忌講中」が登場する^⑦。そのうち七回は宝永二年の記録のように、雑煮や酒、お茶などの料理を知恩院から振舞われている。また享保年間には次のような記録がある。

〈享保九年（一七二四）一月十五日〉

一 御忌講中、例年之通大蠟燭式挺・中蠟燭・御襪子差上之、御対面御十念□□□□、大坂西光院初讚ニ付登山、御対面、年始御祝義、銀一包献之、^⑧

〈享保十七年一月二十五日〉

一 御無住故、就無人、本堂散物等取納メ事、御忌講中へ相頼申、^⑨
（後略）

享保九年の記録では、「例年之通」に蠟燭や襪子を知恩院に納めており、享保十七年には御忌期間中に本堂の賽銭などの回収を知恩院から

依頼されている。

このように御忌講は知恩院のために活動をし、対して知恩院もご馳走を振舞っていることから、両者の間には深い関係があるものと考えられる。

第二節、御忌講と伝供講

このような御忌講であるが、先の十回の記録からだけでは今一つ実態がよく分からない。そこで注目するのが伝供講である。伝供講は御忌講と同じような活動を行っており、元禄十一年（一六九八）一月二十二日に初登場して以降、『日鑑』において頻繁に登場している。本節では御忌講と伝供講を比較することで、その関係を明らかにする。まず次の五つの記録に注目してみる。

〈正徳三年（一七一三）一月二十二日〉

- 一 非時、一老・二老・六役中、初讚導師・当日導師、平僧二老、田舎門中、所々不残、御料理御茶如例、御忌講中、如例非時出ル^⑩

〈享保二年（一七一七）一月二十二日〉

- 一 非時、門中一二老・六役中・平僧一二老、田舎門中不残・伝供講中、右如例御茶出ル、^⑪

〈享保三年一月二十二日〉

- 一 田舎門中・京都下一老二老・六役中・平僧上座兩人、如例非時有之、且伝供講中も同然、何も御茶出ル、^⑫

〈享保四年一月二十二日〉

- 一 田舎門中、御茶如例被下之、御忌講中、料理・御茶等如例、^⑬
- 〈享保六年一月二十二日〉

- 一 京門中一老二老・六役中・田舎門中平僧上座兩人、如例非時有之、且伝供講中へも同断、何れも菓子出ル、御茶無之、^⑭

これらは別の年の一月二十二日の記録であり、門中や講に対して、非時の食事やお茶を出したという記録である。いずれも門中に非時やお茶を出したという内容の後に、加えて講にも出したとあり、内容や文章が非常によく似ている。注目すべきは正徳三年と享保四年は御忌講であるのに対し、他の三つは伝供講になっているということである。ここから、御忌講と伝供講は同じ講として記されている可能性がでてくる。次に享保十七年の記録を見てみる。

〈享保十七年一月十六日〉

- 一 伝供講中登山、例之通御忌蠟燭献上、御無住故、襪子ハ不差上、格式之通、於梅之間、吸物・酒等出之、月番・加番・山役対面、今般御無住二付、御忌中本堂散物等、随分被心附、不致紛失候様、御忌中御影前之巡見世話相頼候処、いつれも奉畏候由、諸事具二申談、退出、^⑮

〈享保十七年一月十八日〉

- 一 御無住二付、本堂散物等世話候もの無之二付、伝供講中江本堂内惣世話相頼、今日各各講中并家来召連相詰、世話有之、

其外堂内之目付ハ、山内若年之衆兩人宛出ス、講中饗応之事ハ断ニ付、勝手次第第二いたし置ク、各弁当持参有之ニ付、此方ハ講中局へ提重遣ス、尤楽人之通之提重也¹⁶、

〈享保十七年一月二十五日〉

一 御無住故、就無人、本堂散物等取納メ事、御忌講中へ相頼申、昼夜共ニ各世話有之、依之、七日中并廿四日之晩、或ハ菓子、或一樽・煮染等籠之、廿五日之御齋、伝供ノ供物を以、一汁三菜之仕立ニ而、講中江御齋令頂戴之¹⁷、

伝供講については後で詳しく記すが、享保十七年一月十六日に伝供講が例年のように御忌に使う蠟燭を納め、知恩院から食事を頂戴している。しかしこの年は、知恩院の事務や運営を執り行っている月番や山役から、今年は常駐の者がおらず本堂の賽銭や御供え物が盗まれたいかと心配なため、御忌期間中に巡回や散物の回収などの手伝いを依頼されている。伝供講はその頼みを了承し、実際に十八日から本堂内の手伝いを行い、それに対し知恩院は御忌期間中、伝供講へ菓子や酒などの食事を提供している。この記録の流れは、十六日に知恩院側から「伝供講中」に手伝いの依頼をし、十八日に「伝供講中」が実際に手伝ったことが記され、そして二十五日に手伝いをしてくれた「御忌講中」に食事を提供したとなっている。なんと途中で伝供講が御忌講に変化しているのである。つまり、伝供講と御忌講は同じ意味合いの講として使用されているのである。以上のことから、『日鑑』において伝供講と御忌講は同じ講として使われているといえる。

第三節、伝供講とは

御忌講と伝供講が同じ意味合いの講として記録されていることは分かったが、伝供講とはどのような講であろうか。今堀太逸氏は、伝供講とは「伝供（でんく）は法会するとき、仏前のお供え。講入りに、紺紙金泥小御名号一幅授与。伝供講は知恩院出入りの業者仲間¹⁸」であるとしている。江戸時代の御忌では一月二十五日に伝供法会が行われおり、これに関して知恩院の年中行事について書かれた『年中行事録乾』¹⁹の次の記録を見てみる。なお、この『年中行事録乾』は中井真孝氏によると、宝暦八年（一七五八）の成立であるとされているので、その頃の年中行事の記録であると考えられる。

〈二月二十四日〉

一 晨朝・日中御法事・集会堂式、一心院并一山食座、雜式・伝供講入来、如前日、但、御参詣日故、導師拜礼、菊間之事、
一 伝供御盛物出来之時、尊前為御高覧、伝供部屋江御出之事も有之、其節者、月番随侍之候事、

〈二月二十五日〉

一 子半刻、伝供集会之大鐘百八、門中・各庵・寮舎登山、於後門、山内中老着帳候事、
一 寅刻、門中・各庵・寮舎入道場、東西御所之間前、南内陣詰、階限ニ列立、尊前御昇堂、^{九法儀}御侍者、御祭文・割笏持参、直、尊前御椅子ニ被為召、御右之方ニ役中・法事奉行・山

役・大衆、御左之方二門中一臈、同上席、御後二鏡・讚鉢之役、各立班、畢而讚鉢、次東仏壇へ、御供物等操り出ス、各伝供、尤、練終二尊前へ捧、御手を被差添、御供養之上、大机二備之、其時、鏡・鉢入ル、右伝供了而、尊前御机前江被為進、御焼香、御延坐具、御三拜、次倚子御復座、御祭文被為誦、御祭文、御伴、僧より捧次長四奉請・阿弥陀経・後唄禪部、門中、腰相動、次尊前割笏二て、引声念仏一声御口頭、結衆双番江移之、列立之惣大衆着座、念仏終ル前、山内一臈登壇上、御戸帳下ル、双番打切候時、尊前御廻向功徳以此・御十念、三鉦畢而、倚子之上ニ被為立、三方道俗へ御十念被下之、御下堂之事、

一月二十四日に伝供講が登山し、伝供法要に使われる「伝供物」を準備して、それを伝供部屋から本堂の西仏壇に移している。⁽²²⁾そして二十五日の子半刻（深夜1時頃）に、伝供法会集合の合図として大鐘を百八回撞き、寅刻（午前4時頃）に法要が始まる。その次第や差定について、整理すると（表1）のようになる。この（表1）からも分かるように、伝供法要では伝供物を仏壇から繰り出し、それを供養して仏前に供えている。これに関して『日次記事』（一六七六）の法然御忌当日という項目には、「今曉知恩院住職自ら轉供を取り、法然の像の前に備ふ（筆者書き下し）」⁽²³⁾とあり、ここから御門主が自らの手で供養した伝供物を法然上人像に供えていたことが分かる。この伝供法要で使われた伝供物を作っていたのが伝供講と考えられる。また伝供講の活動は伝供法要だけではない。まず伝供講は毎年一

月十五日ごろに登山し、御忌に使う蠟燭や伝供法要に使う足袋を知恩院に献上している。例えば享保十八年には次のようである。

〈享保十八年一月十五日〉

一 伝供講中登山、五百匁掛朱蠟燭式丁・百匁掛ケ拾丁・百匁掛ケ朱式丁・銀式拾五匁・襪子壱足、右之通指上、御十念頂戴、於梅之間、例之通吸物・酒核等被下之、月番并山役及挨拶候事、且又、御忌中本堂へ被相詰、去年之通、諸事致世話候様ニと、信重院対談之処、何茂奉畏候旨返答、⁽²⁶⁾

一匁を3・75グラムとすると、五百匁は一八七五グラムで、百匁は三七五グラムとなる。つまり約二キロの大きな朱の蠟燭を二本と、三七五グラムの蠟燭を十本、同じ大きさの朱の蠟燭を二本ということになる。蠟燭の大きさや本数によって差があるが、毎年三種類の蠟燭を献上している。⁽²⁷⁾また蠟燭の他に銀と襪子もあるが、この銀とは伝供料のことであり、また襪子は伝供法要に使うものである。⁽²⁸⁾これらの品々を毎年献上しており、加えて享保十七年以降は御忌中の手伝いの依頼を受けている。⁽²⁹⁾

簡単にまとめると伝供講の活動とは、①御忌期間の前に品物を献上し、②御忌期間中は本堂の散物の手伝いをし、③二十五日の伝供法要の準備を行うことである。伝供講は知恩院出入りの業者で構成されているため、このような御忌の運営に関わる活動をしていたのである。

表1 伝供法要 次第・差定

先、入堂
次、伝供
一、讚鉢
一、東仏壇より伝供物繰り出し、尊前へ
一、伝供物を供養し、大机へ
一、鏡・鉢
次、焼香・三拝（導師）
次、祭文（表白）
次、長四奉請
次、阿弥陀経
次、後唄（梵唄）
次、引声念仏（双番念仏）
次、廻向
次、総廻向文
次、十念
次、授与十念
以上

第四節、御忌伝供講

御忌講に関して、享保十年には次のような御忌と伝供が合体した御忌伝供講中という講が登場している。

〈享保十年（一七二五）一月二十二日〉

- 一 御忌伝供講中、如例之、法事後致参上候得共、遅参故、御目見無之、⁽³¹⁾

この記録は、御忌伝供講中が法事の後の「御目見」のために知恩院に参上したが、遅かったので「御目見」はなかったというものである。これに関して、その二年前の同日の記録には次のようにある。

〈享保八年一月二十二日〉

- 一 伝供講御目見、於御対面所如例、銀壺封献上、御十念、⁽³²⁾

ここでは伝供講が「御目見」しているので、御忌伝供講は伝供講の可能性が高い。また御忌伝供講中が書かれているのは享保十年だけでなく、享保十六年や享保十九年、宝暦七年にも登場するが、これらはすべて一月十五日のことである。例えば享保十六年には次のようにある。

〈享保十六年一月十五日〉

- 一 御忌伝供講中、例年之通品々献上、於御対面所、御十年頂戴、畢而於柳之間ニ、吸物・酒等出、⁽³³⁾

ここでは御忌伝供講中が例年のように様々なものを献上しているが、これは伝供講が御忌前に御忌に使う品々を献上していた内容と一致する。これらのことから、御忌伝供講とは伝供講のことであり、おそらく「御忌の際の伝供講」という意味で御忌伝供講と表記しているものと考えられる。

第五節、蠟燭講と三条講と新講中

御忌が行われていた一月に絞って『日鑑』を見ると、伝供講は御忌講よりも七年早く登場している。このように御忌講よりも早く登場する講は他にもある。それが「蠟燭講中」や「三条講中」、「新講中」である。『日鑑』においてこれらの講が登場するのは、次の記録のみである。

〈元禄二年（一六八九）一月十五日〉

一 蠟燭講中へ大方丈^三而吸物・酒馳走³⁴、

〈元禄十三年一月十五日〉

一 本堂鎮守御出仕、如恒例大衆集会、如例年御祝義有之、御忌蠟燭三条講中持参候而、於大方丈吸物・酒出之、大蠟燭二挺・鳥目壹貫文御報謝、新講中持参二而右之通馳走被仰付候³⁵、

本節ではこれらの講と御忌講の関係を検討していく。

まず蠟燭講と三条講について、これら二つの共通点は蠟燭に関係していることである。蠟燭講は名前に蠟燭が含まれており、三条講は御忌に使う蠟燭を持ってきている。またどちらも大方丈で吸物と酒を頂戴している。蠟燭を献上するというのは、これまで見てきたように伝供講と同じ活動である。また大方丈で食事を頂戴するのも、次の記録のように伝供講も同じである。

〈享保十五年一月十五日〉

一 伝供講中、如例年、品々献上、御十念相濟候上二而、於梅之間、吸物・御酒等御馳走、月番并光玄院及挨拶³⁶、

梅之間は大方丈の中の間なので、これは蠟燭講や三条講と同じ十五日に伝供講が大方丈にて食事を頂戴したという記録となる。しかし、蠟燭講や三条講の記録がある元禄期から少し年があいていてもいえるので、次の記録に注目する。

〈宝永二年（一七〇五）一月十五日〉

一 御忌講中、於大方丈、雑烹・酒核等例年之通³⁷、

ここでの御忌講は伝供講のことであり、先程と同じように蠟燭講や三条講のように十五日に伝供講が大方丈にて食事を頂戴したという記録である。しかもこれは三条講の記録からわずか五年後のことである。これらの記録から、蠟燭講と三条講は伝供講の事であると断定できる。次に新講中についてであるが、元禄十三年一月十五日の記録では新講中は蠟燭と鳥目一貫文を報謝金として、知恩院に持参している。これに関して次の記録に注目してみる。

〈享保二十年一月十五日〉

一 伝供講中、如例年、五百目掛二挺・百目掛拾挺・百目掛式挺・襪壹足・御報謝式拾五匁差上、拜礼、新入堺屋吉右衛門・松屋喜兵衛、各式拾五匁宛御報謝差上、格別二拜礼、右

何茂柳之間ニおゐて、吸もの等如例被下之、月番・山役及挨拶、御忌例之通頼入候由申伸、³⁸⁾

これは例年のように、伝供講が十五日に御忌で使う品々を献上している記録であるが、堺屋吉右衛門と松屋喜兵衛の二人が伝供講の新入りとして、それぞれ二十五匁を報謝金として献上している。このように伝供講が御忌の品々献上するために登山した折、新入りの者が報謝金を納めること³⁹⁾がある。元禄十三年の記録では新講中も伝供講の新入りと同じように報謝金を納めている。また蠟燭を知恩院に納めていることを踏まえると、新講中とは三条講中（伝供講中）の新入りか、もしくは字のままに捉えて、三条講中とは別の新たな伝供講と考えるべきであろう。どちらにせよ、新講中とは伝供講であることは間違いない。以上のことから、「蠟燭講中」や「三条講中」、「新講中」はいずれも伝供講であることがわかった。なお三条講中が伝供講であることから、伝供講を構成する知恩院出入りの業者は、京都市の三条通りを中心に店を構えているものが多かったものと考えられる。

第六節、第一章小結

ここまでのことを整理すると次のようになる。

享保十七年までの「御忌講」⁴⁰⁾「伝供講中」⁴¹⁾「御忌伝供講中」⁴²⁾「蠟燭講中」⁴³⁾「三条講中」⁴⁴⁾「新講中」⁴⁵⁾

『日鑑』において御忌講は、宝永二年にはじまり享保十七年まで計十回登場するが、いずれも伝供講のことであることがわかった。また蠟燭講や三条講なども全て伝供講の別称であった。伝供講の主な活動とは、御忌期間の前に御忌用品を献上し、伝供法要の準備を行うことであった。つまり『日鑑』では「伝供法会で活躍する講」であるから「伝供講」であり、またその伝供法要が御忌期間に行われているから「御忌講」とも記されていたと考えられる。

第二章、地名・寺院名を冠する御忌講

第一節、各地で組織された講

享保十七年までの「御忌講中」は伝供講のことであるとわかった。この第一章で取り上げた「御忌講中」はいずれも単体で記されていたものであった。それに対し享保十一年から、特定の地名や寺院名を冠する講が登場している。それをまとめたのが次の頁の（表2）⁴⁶⁾である。この地名や寺院は何を意味するのであろうか。寛延二年（一七四九）の次の記録を見てみる。

〈寛延二年一月二十三日〉

一 信州門中嶋法蔵寺、且取次浩徳院を以申上ル、今年今新二御忌講取立、向後年々登山、御報謝指上可申旨⁴⁷⁾、四五人罷越、御報謝銀式両差上、御十念被下之、⁴⁸⁾

ここでは信州嶋の法蔵寺が今年から新たに御忌講を組織し、これか

表2 具体的な地名や寺院名を冠する講

名 称	『日鑑』初見	登場年数
大坂天然寺念仏講中	享保十一年	1
摂州池田御忌講中	享保十二年	18
大坂今宮講中	享保十二年	32
尼崎講中	享保十四年	1
江州今瀬阿ミタ寺末、高野新善光寺御忌參籠講中	享保十五年	14
摂州池田西光寺(西向寺)御忌講中	享保十九年	11
大坂大蓮寺諸講中	元文元年	1
超善寺旦那講中(超善寺念仏講中)	寛保二年	2
摂州池田法園寺(法音寺・法恩寺)旦那御忌講中	延享三年	10
信州川中嶋法蔵寺(宝蔵寺)御忌講中	寛延二年	9
信州川中嶋善導寺講中	寛延三年	2
信州川中嶋法蔵寺近所、大英寺講中	寛延三年	1
土生西向寺講中	宝暦三年	1
泉州堺御忌講中	宝暦五年	9
信州綿内正満寺(正福寺)御忌講中	宝暦七年	6
信州永昌寺講中	宝暦八年	1
大坂菩提寺尼講中	宝暦十年	1
走水極楽寺講中	宝暦十一年	1
大坂法蔵院旦那・講中	宝暦十二年	1
大坂たから講中(大坂宝組元講中)	宝暦十四年	3
信州川中嶋講中	宝暦十四年	1
摂州萱野浄国寺御忌參詣講中	明和二年	4
堺遍照寺講中・尼講中	明和三年	1
信州飯山戸狩山光明寺講	明和四年	1
大坂無量寺講中	明和五年	1
信州川中嶋參詣講中	明和五年	1

ら毎年御忌法会に参詣して、報謝金を知恩院に渡そうとしていたことが読み取れる。そしてこの翌年の一月二十五日の『日鑑』には「信州川中嶋法蔵寺講中、銀貳両」とあり、実際に法蔵寺で御忌講が組織され、登山したことがうかがえる。ここから各地名や寺院名は、各講が組織された場所を表していることがわかる。

第二節、人数

ではこれらの講の規模はどの程度であったのであろうか。『日鑑』には稀に講の人数が記録されているものがある。例えば高野新善光寺御忌參籠講中は享保十五年に御忌講を組織しており、同年に知恩院を訪れた際の人数は次のように五、六人であった。

〈享保十五年一月二十四日〉

- 一 江宕今瀬阿ミタ寺末、新善光寺旦那、当年今御忌參籠講結候由^二、五六人致上京、銀壹封御報謝差上、御十念頂戴仕度由、願候付、御法事過、御対面所^二御十念被下之、

この講は最も多い時で「十人計」⁽⁴³⁾訪れている。また記録に残っている限りでは嶋法蔵寺は多い時で四、五人⁽⁴⁴⁾、堺講中は二人⁽⁴⁵⁾であった。そんな中、最も多いのが今宮講である。今宮講は宝暦九年一月二十一日に二十七人、宝暦十年一月二十一日に二十人、宝暦十二年一月二十一日に二十人程登山しており、最も多い年では四十人もの参拝者がいたと記録されている。

第三節、登山背景

（表2）からわかるように、各講の登場回数は様々である。このうち摂州池田講中や大坂今宮講中、高野新善光寺御忌参籠講中、摂州池田西光寺御忌講中、摂州池田法園寺旦那御忌講中は十年以上にわたって参拝の記録が残っている。おそらくこれらの御忌講では、知恩院の御忌法会に参加することが各寺院や地域の行事として、数年に一回ぐらゐの頻度で行われていたと考えられる。一方、登場回数が少ない大坂天然寺念仏講中や大坂大蓮寺諸講中、超善寺旦那講中、大坂法蔵院旦那・講中、堺遍照寺講中・尼講中、大坂無量寺講中には共通点がある。それはこれら全て、各寺院が唱導師を勤めた日に講の記録が確認できるといふことである。例えば大坂大蓮寺諸講中の場合、元文元年に次のようにある。

〈元文元年（一七三六）一月二十二日〉

- 一 初讚導師大坂大蓮寺、拝礼、
- 一 今日導師大坂大蓮寺檀頭并彼之寺諸講中、各御報謝献上、御十念被₄₇下、

一月二十三日の唱導師が大坂大蓮寺で、同じ日に大蓮寺の檀頭と諸講中が報謝を献上している。このように各寺院の上人が唱導師を勤めた際に、講も合わせて参詣したのである。現在でも唱導師を勤める寺院の檀信徒が団体参拝しており、それと同じようなものであると考えられる。

このように、各講が知恩院の御忌法会に参加する背景には、定期的を訪れることが各寺院や地域の行事のようになっていたところもあれば、菩提寺の住職が唱導師を勤めるので、それに合わせて訪れている場合もある。

第四節、献上品

知恩院を訪れた御忌講は、何らかの献上品を持参する場合が多い。大阪の池田の地域は多くの参拝の記録が残っているが、この内例えば摂州池田講中の初登場の享保十二年には次のようにある。

〈享保十二年一月二十二日〉

- 一 池田御忌講中登山、如例年之、池田炭・銀一封献上之、拝礼相濟候事、⁴⁸

この年、池田御忌講は池田炭と報謝の銀を献上している。「如例年之」とあることから、享保十二年より前から知恩院を訪れては池田炭などを献上していたと考えられる。池田炭は、近畿の名産物などについて書かれた『日本山海名物図絵』⁴⁹に項目があり、そこに「焼炭諸国より多く出といへ共池田を最上とす」とあることから、上質の炭であったのであろう。また池田御忌講は年によって、蠟燭や蕨を献上している時もあり、実用品やお金を献上していたことがわかる。

次に最も登場回数が多い大坂今宮講中に注目する。大坂今宮講中の初見は、池田御忌講中と同じ享保十二年である。

〈享保十二年一月二十四日〉

一 大坂今宮講中、例年之通、干かふら一台差上之、拜札相勤事⁵⁰

ここで今宮講は干蕪を献上している。また「例年之通」とあることから、享保十二年以前から知恩院に参詣しては、干蕪を献上していたと考えられる。このように今宮講は参拝の度に、干蕪を献上しているが、年によっては次のように「天王寺かぶら」と記録されている年もある。

〈元文六年一月二十二日〉

一 大坂今宮講中、例年之通、天王寺かぶら献上之、御十念頂戴⁵¹

これについて、『日本山海名物図絵』の「天王寺干蕪」という項目には、次のようにある。

摂州東成郡天王寺領内かぶらの名産也。百姓おほくかぶらを植て、なまなるをも市に出す。然し専ほしかぶらとなして是を売。極月

より正月までの間ハ竹垣を高くこしらへて是をほす也。又此近所

木津今宮といふあたり専干蕪を出す。木津今宮のかぶらハ真丸く、

天王寺ハ少し細長し。木津今宮ハ天王寺のかぶらにハ及バズ⁵²（筆

者句読点）

天王寺で百姓が育てた蕪が名産であり、十二月から一月の間に干して干蕪としていた。またその近所の今宮でも干蕪が作られていたが、天

王寺の蕪には及ばないとしている。このことから、おそらく今宮講は今宮で作った干蕪を献上していたが、時には天王寺の干蕪を献上していたものと考えられる。

以上のように、知恩院を訪れた御忌講は各地域の名産品や報謝金などを知恩院におさめていた。なおこれらの講は、先ほどの「天王寺かぶら」で引用した今宮講のように、献上の後に知恩院から十念を頂戴している。

第五節、大坂今宮講中

これまで見てきたように大坂今宮講中は他の講よりも多くの年に登場し、且つその人数も二十人以上という大人数である。では、この今宮講とはどのような講であったのであろうか。

前節で見てきたように今宮講は長年にわたり、名産品である干蕪を献上していた。そんな今宮講に関して、宝暦六年（一七五六）には次のようにある。

〈宝暦六年一月二十一日〉

一 大坂今宮講中登山、如例干蕪献上之、日中法夏御出掛、於鶴之間縁通、御十念拝受、遠路毎歳参詣之段、殊勝二思召候旨、月番取合、於韋駄天間、支度申付候、⁵³

ここで今宮講は例年のように干蕪を献上し、大方丈の鶴之間や縁側で御十念を頂戴している。その後、遠いところから毎歳参詣するのは殊

勝であるとして、月番から韋駄天の間において支度をするようにと申し付けられたとある。この韋駄天の間とは、当時韋駄天立像が安置されていた雪香殿の間であると考えられる⁽⁵⁴⁾。また、この「支度」とは帰り支度のことであろう。このように支度のために知恩院が一室を提供することはそれまでなかった。しかしこの年以降、今宮講は支度のために雪香殿の間を提供されるようになる。また御忌講の中には稀に知恩院から食事が提供されたという記録があるが、そのうち最初に登場するのが宝暦十三年の今宮講である。

〈宝暦十三年一月二十一日〉

一 今宮講中、御忌御報謝差上、鶴間縁側^三御十念、月番取合、例之通夕飯被下之、干蕪差上之、役中江も同断³⁶。

この夕食に関して、明和二年（一七六五）一月二十二日には同じく今宮講に「一汁三菜非時被下候⁵⁷」とあるので、その内容が一汁三菜であることがわかる。

このように今宮講のみが支度の場所を与えられ、はじめて非時の食事を提供されるなど、知恩院から特別扱いはされている。これは今宮講が享保十二年以前から知恩院に参詣しては干蕪を献上していたことや、他の講よりも高い頻度で御忌法会に参拝していたことが知恩院に評価された結果であると考えられる。

第六節、第二章小結

ここまで（表2）にある様々な講を見てきた。これらの講は各地方や寺院で組織されたもので、知恩院を訪れる際は報謝金や名産物を献上し、知恩院側から十念を受けていた。これらの講が知恩院を訪れた背景には、菩提寺の住職が唱導師を勤める際に、合わせて訪れていた場合もあれば、今宮講のように長い間、定期的に知恩院の御忌を訪れているものもあった。各講の規模は様々で、少ないところは一桁であるが、多いところでは四十人も団体であった。（表2）には全部で二十七の講を挙げているが、その中で今宮講だけは次第に知恩院から特別な扱いを受けるようになる。それは長年にわたって御忌を訪れ、蕪を献上していたという積極的な取り組みが知恩院から評価されたためであった。

そしてこれらの他にもう一つわかることがある。それは御忌講の成立期についてである。これまでのことから御忌講を「各地方や寺院で組織され、本山の御忌法会に参詣する講」と定義付けすると、御忌講の初見は享保十一年に登場する大坂天然寺念仏講中である。ただし大坂天然寺念仏講中はその名の通り念仏講であると考えるのであれば、御忌講の始まりは、摂州池田御忌講中の初見である享保十二年一月二十二日となる。なお、摂州池田御忌講中や大坂今宮講中の各初見には「如例年之⁵⁸」や「例年之通⁵⁹」とあることから、それより以前から各講があったことも確かなことである。しかし、あくまで記録という観点から、確実に御忌講が存在していたと断定できるのは享保十二年からである。よって、御忌講のはじまりは『日鑑』において享保十二年で

あるといえる。

おわりに

御忌講とは「各地方や寺院で組織され、本山の御忌法会に参詣する講」であり、『日鑑』においては享保十二年（一七二七）一月二十二日の摂州池田御忌講中の記録が最初である。この記録以降、特に摂州や信州などで組織された御忌講が知恩院の御忌法会に登山した記録が多く残っていた。彼らは御忌法会になると知恩院へ参拝し、報謝金や地方の名産品を献上していた。各講の人数は様々で、多いところでは四十人もいた。また参拝のきっかけは、菩提寺の住職が唱導師を勤める際に合わせて訪れていた場合もあれば、今宮講のように、定期的に知恩院の御忌に訪れているものもあった。なお宝永二年から享保十七年まで、地名や寺院名が付かない単体表記の「御忌講」が登場しているが、いずれも御忌法要期間中に行われる伝供法要の準備をする伝供講のことを「御忌講」と表記していたことが分かった。しかし享保十二年以降、池田御忌講中や今宮講中といった具体的な地名を冠した御忌講が御忌法会に参詣するようになり、単体表記の「御忌講」は享保十七年を最後に使わなくなる。おそらく、「御忌講」が伝供講を指すのか、それとも具体的な地名を冠する御忌講を指すのかといった混乱が生じるようになったためであろう。

本稿で、近世の知恩院に訪れていた御忌講という集団の存在が明らかになった。その活動は、現在の団体参拝に通じるものがあり、少なくとも享保年間には御忌団体参拝の淵源を見出すことができた

といえる。

〔注〕

- (1) 藪内彦瑞編『知恩院史』（知恩院、一九三七）第一章第一章中「寛永炎上」
- (2) 伊藤真徹『日本浄土教文化史研究』（佛敎大学伊藤真徹先生古稀記念会、一九七五）第一篇 6 法然上人の御忌について
- (3) 三田全信「法然上人の御忌について——近世篇——」（『佛敎大学研究紀要』第三九號、一九六一）
- (4) 御忌に関する研究としては、他にも次のようなものがある。
・秦博文「布敎としての知恩院御忌（一）——御諷誦の釈文を作成して——」（『仏敎論叢』第四十八号、二〇〇四）
・秦博文「布敎としての知恩院御忌（二）——唱導他の釈文を作成して——」（『仏敎論叢』第四十九号、二〇〇五）
・伊藤茂樹「知恩講について」（『浄土宗学研究』四〇、浄土宗学研究所、二〇一三）第一章御忌の源流
- (5) 伊藤真昭「法然上人の遠忌と大師号勅許について」（『法然上人研究』第七号、二〇一四）
・今堀太逸「浄土宗の展開と総本山知恩院」（法蔵館、二〇一八）
『日鑑』は元禄二年（一六八九）から明治初年に至るまで、全九二四冊の記録が残っている。このうち、現在公刊されているのは明和五年（一七六八）迄で、本論文も公刊分の『日鑑』に基づいている。ただ『日鑑』そのものが残っておらず、『知恩院史料集』には収録されていない年もある。二〇一八年までに刊行された『知恩院史料集 日鑑篇』のうち、欠落している年月は以下の通りである。元禄六、八、十、十五年・宝永四、六、八（正徳元）年・享保十三年一月〜六月分。
- (6) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇三』（総本山知恩院史料編纂所、一九七八）一二六頁。
- (7) 『御忌講中』の記録が登場する『日鑑』の記録は以下の通り。

- 宝永二年一月十五日、宝永三年一月十五日、同二十三日、正徳二年一月十五日、正徳三年一月二十二日、享保四年一月二十二日、享保六年一月十二日、享保七年一月二十二日、享保九年一月十五日、享保十七年一月二十五日。
- (8) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇九』（総本山知恩院史料編纂所、一九九二）一四七頁。
- (9) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十三』（総本山知恩院史料編纂所、一九九八）二七〇頁。
- (10) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇五』（総本山知恩院史料編纂所、一九九六）六頁。
- (11) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇六』（総本山知恩院史料編纂所、一九九七）一五五頁。
- (12) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇七』（総本山知恩院史料編纂所、一九九八）六頁。
- (13) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇七』（総本山知恩院史料編纂所、一九九八）一四六頁。
- (14) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇八』（総本山知恩院史料編纂所、一九九八）一五五頁。
- (15) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十三』（総本山知恩院史料編纂所、一九九八）二六三頁。
- (16) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十三』（総本山知恩院史料編纂所、一九九八）二六六頁。
- (17) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十三』（総本山知恩院史料編纂所、一九九八）二七〇頁。
- (18) 今堀太逸『浄土宗の展開と総本山知恩院』（法藏館、二〇一八）三四七頁。
- (19) 伝供法要は『日鑑』では元禄十一年から記録され、明和五年（二〇一八年）現在出版されている最新の『日鑑』収録年）に至るまで、多くの年で記録が残っていることから、毎年行われていたと考えられる。
- (20) 『知恩院史料集 古記録篇二』（総本山知恩院史料編纂所、二〇一六）二八三頁。
- (21) 『知恩院史料集 古記録篇二』（総本山知恩院史料編纂所、二〇一六）三六〇頁。
- (22) 『年中行事録乾』一月二十四日にある「伝供部屋」について、伝供部屋は伝供物を準備する部屋であるが、『日鑑』における別年の一月二十四日の記録から、その場所が大庫裏であることが分かる。
 〈享保二年一月二十四日〉
 一 伝供物、七ツ時就出来、大庫裏今本堂へ如例相渡、二老靈雲院役也、
 〈享保三年一月二十四日〉
 一 伝供物、七ツ時、従大庫裏本堂江送之、二老靈雲院役也、
 また、これらの記録から伝供部屋から本堂へ移すのは僧侶が担当していたことが分かる。
- (23) 黒川道祐撰『日次記事』（『新修京都叢書』五、臨川書店、一九六八、六六頁）
- (24) 伝供物について、『年中行事録乾』の一月二十五日と二十六日の記録では、伝供物は日中法要後に唱導師に配られ、翌二十六日の御齋としても使われている。これに関して、『日鑑』の次の二つの記録を見てもみる。
 〈享保十七年一月二十五日〉
 一 御無住故、就無人、本堂散物等取納メ事、御忌講中へ相頼申、
 昼夜共二各世話有之、依之、七日中并廿四日之晩、或ハ菓子、
 或一樽・煮染等籠之、廿五日之御齋、伝供ノ供物を以、一汁三菜之任立ニ而、講中江御齋令頂戴之、
 〈元文六年一月二十六日〉
 一 周誉忌、如例年、於本堂御位牌前法事、長四奉請・阿弥陀經・後唄・回向、大僧正御出座、大衆中・行者・各庵出勤、御齋有之、尤今朝之野菜者御伝供之御供物也、
 元文六年の記録から、伝供物の内容に野菜が含まれており、さらに享保十七年の記録からは、二十五日には既に伝供物を使って一汁三菜の

食事を出していたことが分かる。

- (25) 伝供講が献上品を持って登山する日について、宝暦七年までは十五日に登山しているが、宝暦八年には十四日、そして宝暦九年以降は十三日に訪れている。

- (26) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十四』(総本山知恩院史料編纂所、一九九九年) 一二頁。

- (27) 蠟燭について、御忌期間中どれだけの蠟燭が必要だったのかは正確には分からない。しかし、そのヒントとなる記録がある。

〈享保十七年一月十八日〉

一 照誉上人思召二付、御影前七五三之御膳出来、須弥壇上二飾之、大花瓶之花台出来、大机之前左右江置、大机之上ハ、須弥之大香炉をおろし、左右ニハ真鍮之大燭台二本百目掛二挺立ル、尤前々御影前正面ニ、百目掛袴挺宛立候へとも、当年より初之、但、晨朝・初夜ハ三十目掛を立、日中計百目掛也、

- (28) 伝供講ハ百目掛八挺献之、不足二付、手前二而六挺申付ル、この年、知恩院第四十七世照誉上人(一六五四―一七三三)の考えによつて、須弥壇や大机の飾りつけを変更している。その中で、日中法要で使う百目掛蠟燭を一挺から二挺に増やしているが、伝供講から献上された八挺では足りないため、追加で六挺準備している。つまり、百目掛の大きな蠟燭を御忌期間中、一日二挺の計十四挺つかっており、加えて晨朝と初夜法要では代用の三十目掛蠟燭が使用されている。

伝供料とする根拠は、本文中に引用した『日鑑』の享保十八年一月十五日の記録と寛保三年一月十五日の記録を見比べてもらえば、一目瞭然である。

〈享保十八年一月十五日〉

一 伝供講中登山、五百匁掛朱蠟燭式丁・百匁掛ケ拾丁・百匁掛ケ朱式丁・銀式拾五匁・襪子壹足、右之通指上、御十念頂戴、(後略)

〈寛保三年一月十五日〉

一 伝供講中、例年之通登山、五百目掛蠟燭式挺・百目掛ケ拾

挺・五拾目掛二挺・襪子壹足・伝供料銀式拾五匁、右之通差上、御十念拝礼畢而、(後略)

このように、「銀式拾五匁」の箇所が「伝供料」となっているのである。なお列挙はしないが、このように銀で書かれている場合も伝供料で記録されている場合もそれぞれ他にも例がある。

- (29) 襪子が伝供法会のために使うものであるとするのは、襪子ではないものの『日鑑』の享保八年一月十五日の記録に「御伝供之時之御足袋」と、伝供の時の足袋と明記されているからである。

〈享保八年一月十五日〉

一 伝供講中、式百目掛蠟燭二挺・中蠟燭五十挺・銀廿五匁・御伝供之時之御足袋壹足、献上之、於御対面所御十念、退出、如例次ノ間ニて吸物・酒出之由、

なお、なぜ一足なのかについてであるが、これに関して享保十七年には次のようにある。

〈享保十七年一月十六日〉

一 伝供講中登山、例之通御忌蠟燭献上、御無住故、襪子ハ不差上、格式之通、於梅之間、吸物・酒等出之、(以下略)

この年は無住のため襪子を献上していない。そして、本文で述べたように伝供法要には知恩院の住職も参加していることを踏まえると、襪子は知恩院住職が伝供法要の時に使用するためのものであり、そのため一足であったと考えられる。

- (30) 「二章二節、御忌講」で引用した享保十七年一月十六日から同二十五日までの記録参照。

- (31) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇四』(総本山知恩院史料編纂所、一九九四年) 六頁。

- (32) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇九』(総本山知恩院史料編纂所、一九九二年) 七頁。

- (33) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十三』(総本山知恩院史料編纂所、一九九八年) 七頁。

- (34) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇二』(総本山知恩院史料編纂所、一九七

- (4) 四頁。
- (35) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇二』（総本山知恩院史料編纂所、一九七五）九五頁。
- (36) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十二』（総本山知恩院史料編纂所、一九九六）六頁。
- (37) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇三』（総本山知恩院史料編纂所、一九七八）一二六頁。
- (38) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十六』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇一）一二頁。
- (39) 新入りが報謝金を納めている記録は、〈元文元年一月十五日〉や〈寛保四年一月十五日〉、〈延享二年一月十五日〉、〈寛延二年一月十五日〉などにもある。
- (40) (表2) については、左記のようにまとめた。
 ※『知恩院史料集 日鑑』巻一（1689）〜巻三十一（1768）より作成した。
 ※登場年数に関して、同年に二日以上登場する場合は一回と数えた。
 ※伝供講である三条講は除いた。また以德院講中（以德院は当時知恩院山門付近にあった）は、御忌期間中に庭の糸幡の世話をしており、伝供講のように御忌の運営に携わっていたので、これも除外した。
- (41) 『知恩院史料集 日鑑篇二十四』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇九）二二頁。
- (42) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十五』（総本山知恩院史料編纂所、一九九六）一〇頁。
- (43) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十七』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇二）一九頁。
- (44) 『知恩院史料集 日鑑篇二十四』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇九）二二頁。
- (45) 『知恩院史料集 日鑑篇二十六』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇一）四四八頁。
- (46) 『知恩院史料集 日鑑篇二十八』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇一）二四頁。
- (47) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十七』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇二）一八頁。
- (48) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十二』（総本山知恩院史料編纂所、一九九五）六頁。
- (49) 平瀬徹斎編著・長谷川光信画『日本山海名物圖繪 卷之三』（二七九七）六丁目裏。
 〈本書の内容・近畿の名産物を中心に、鉾山や加工品などを絵と解説によって紹介〉
- (50) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇十二』（総本山知恩院史料編纂所、一九九五）七頁。
- (51) 『知恩院史料集 日鑑書翰篇二十』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇五）一七頁。
- (52) 平瀬徹斎編著・長谷川光信画『日本山海名物圖繪 卷之三』（二七九七）一三丁目裏。
- (53) 『知恩院史料集 日鑑篇二十六』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇一）二二二頁。
- (54) 参考・山西泰生「知恩院「韋駄天立像」の見た正月二日」（佛教大学宗教文化ミュージアム編『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要 5』、二〇〇九）五九〜六九頁。
- (55) 食事を御忌講に提供した記録は、他にも次のようなものがある。
 〈明和四年一月二十五日〉
 一 信州川中嶋法蔵寺講銀式両、同飯山戸狩山光明寺講金百疋、同綿打正福寺講銀式両、右三箇寺講中、於大庫裏御斎被下之、畢而各々二御十念頂戴、
- (56) 『知恩院史料集 日鑑篇二十九』（総本山知恩院史料編纂所、二〇〇四）一三頁。
- (57) 『知恩院史料集 日鑑篇三十』（総本山知恩院史料編纂所、二〇一五）一三頁。

〔付記〕

今回の研究で御忌講の存在が明らかになりました。現在はその実態を裏付ける、各寺院側の史料を捜索中です。皆様のご教示を頂けましたら幸いです。また本稿を作成するにあたり、調査にご協力いただきました総本山知恩院史料編纂所の皆様、並びに関係御寺院様には大変お世話になりました。心より御礼申し上げます。

(よこた　ともりのり　文学研究科仏教学専攻博士後期課程)

(指導教員…松永　知海　教授)

二〇一八年九月二十八日受理